

後期高齢者医療制度が

4月から開始されます

4月1日から、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人を対象にした老人保健制度に代わって、新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。

○ 保険料は、高齢者の皆さんに納めていただくこととなります。

この後期高齢者医療制度は今後、高齢化に伴い医療費の一層の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、現役世代と高齢者世代とともに支えあうものとして設けられました。

○ 保険料の額は、その人の「所得に応じてご負担いただく部分（所得割）」と被保険者の人に「等しくご負担いただく部分（被保険者均等割）」の合計額になります。

被保険者均等割額	43,500円
所得割率	7.89%
賦課限度額	500,000円

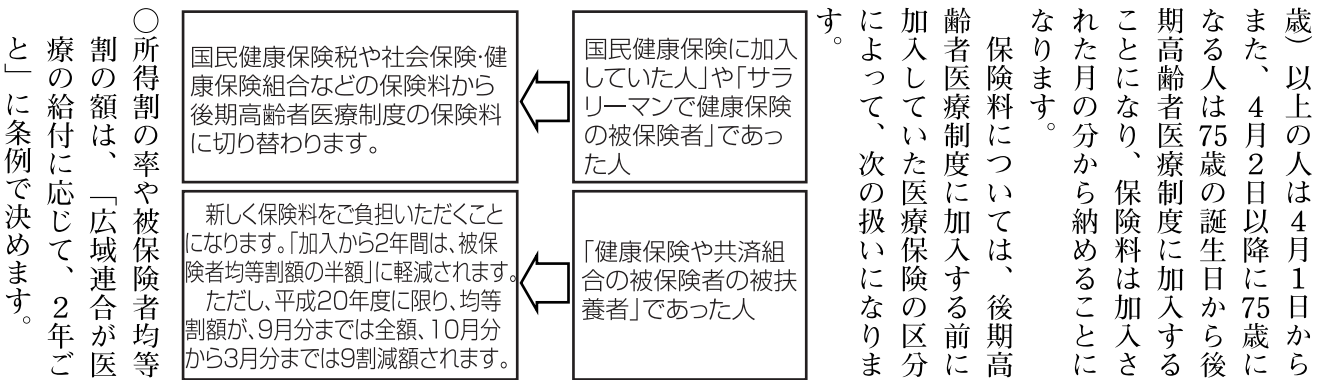
▼所得の低い世帯の人には、国民健康保険制度と同様に、被保険者均等割額が、世帯の所得に応じて軽減（7割、5割、2割）されます。
▼どんなに所得の高い人でも、年50万円が最高になります。

笠岡市は、各種届出の受付や被保険者証の引渡しなどの窓口業務や保険料の徴収を行います。

○ 後期高齢者医療制度に加入する時期について

平成20年4月1日時点で75

歳（一定の障害がある人は65



保険証

○ 保険料は原則として年金から徴収されます。ただし、年金が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えている人については、年金からの徴収は行われず、市役所からお送りする納付書や口座振替等により個別に納付していただくこととなります。

後期高齢者医療制度では、被保険者証が1人に1枚交付されます。被保険者証には自己負担割合が記載されています。3月末までに、市役所から送付する予定です。

※1月下旬頃までには、岡山県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療制度に加入される人を対象に「後期高齢者医療制度」のチラシが郵送される予定なので、詳しくはチラシをご覧ください。

問合せ

制度・資格について
市民課 ☎21130
保険料について
税務課 ☎2116まで

★世界トリートメント★

カール美容室 ☎63-6723

数ある美容室の中から選ばれたごくわずか1%の店舗でしか扱えないとても希少価値の高いトリートメントです。このミラクルなトリートメントは今までのトリートメントと違い、その場で効果が実感できます。ダメージでお悩みの方は、ぜひ一度『カール美容室』にご来店下さい。

■新規ご来店の方でパーマ・カラー・トリートメントメニューをされた方には

ホームケア用『世界トリートメント(2500円)』をプレゼントいたします。

●定休日/月・第3日曜 ●営業時間/9:00~18:30 ●笠岡マルナカ西隣り

私達がお待ちしております。

